

ふくおか県央環境広域施設組合規則第5号

ふくおか県央環境広域施設組合長職務代理者に関する規則

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第152条第2項の規定に基づき、組合長及び副組合長共に事故があるとき若しくは組合長及び副組合長が共に欠けたときに組合長の職務を代理する職員を次のとおり定める。

事務局長の職にある者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。